

前橋市告示第 143 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別記調書のとおり本市区域内の町区域を変更するので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 20 年 3 月 31 日

前橋市長 高 木 政 夫



別記

調 書

町	地 番
樋越町	652の一部

上記区域（同区域に隣接する水路である国有地の一部を含む。）を上大屋町に変更する。

町	地 番
上大屋町	228、229の1、229の4、229の7、230の1、 230の3、230の4、232の1、232の2、233の1、 233の2、234、261の一部、265、368

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部を含む。）を樋越町に変更する。